

平成26年 2月臨時会

横芝光町議会会議録

平成26年 2月4日 開会

平成26年 2月4日 閉会

横芝光町議会

平成26年2月横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (2月4日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号の上程、説明	4
議案第1号の質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	11
署名議員	13

2 月 臨 時 会

(第 1 号)

平成26年2月横芝光町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成26年2月4日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 議案第1号審議(質疑・討論・採決)

横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

2番	齋藤順一君	3番	浅野孝男君
4番	杉森幹男君	5番	森川忠君
6番	五木田平和君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤圀樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員(2名)

1番	鈴木和彦君	7番	川島仁君
----	-------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐 藤 晴 彦 君 副 町 長 久 本 修 君
総 務 課 長 田 鍋 悦 央 君 教 育 長 齋 藤 明 君
社会文化課長 越 川 誠 一 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 高 蝶 政 道 書 記 椎 名 圭 子

◎開会の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 2月4日きょうから春ということでありまして、改めましておはようございます。これより平成26年2月横芝光町議会臨時会を開会いたします。

（午前 9時58分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤罔樹君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

9番 川 島 富士子 議員

18番 越 川 輝 男 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（伊藤罔樹君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤罔樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者についてはお手元に配付の印刷物により、ご了承願います。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、川島仁議員、鈴木和彦議員の兩名から、本日の会議を欠席する旨の届出があり、これを受理したので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（伊藤罔樹君） 日程第4、議案第1号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。今、議長にマスクをしてのご挨拶をお許しいただきましたので、この格好で挨拶させていただきたいと存じます。

それでは、失礼します。

本日ここに平成26年2月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄、ご多用の折にもかかわらずご参集いただきまことにありがとうございます。

また、平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第1号 横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負変更契約の締結についてですが、本案は横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の2階天井、壁、床の撤去、復旧数量等に変更の必要が生じたので、既契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

以上、提案いたしました案件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 越川誠一君登壇〕

○社会文化課長（越川誠一君） 議案第1号 横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、1月28日に行われました議会全員協議会でご説明申し上げましたように、2階通

路部分の床張りかえ工事の必要がないと判断したことに伴う減額要因があるものの、2階天井、壁、床などの目視できない部分の撤去、復旧工事において増額が減額を上回るために153万8,386円を増額する変更契約を締結したく、承認を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げ詳細説明といたします。よろしくお願いいたします。

〔社会文化課長 越川誠一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、提案理由説明を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） これより、議案審議を行います。

日程第5、議案第1号 横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ちょっとお伺いさせていただきますけれども、体育館耐震補強大規模改修工事契約変更の締結について、前の議会全員協議会でも内容は十分説明いただきました。

体育館耐震補強大規模改修工事契約変更の締結については、反対を申し上げているのでなくとももちろん原案賛成なんですけれども、形式的とか手続的の問題でそういう形でここで議論しても、町は一向によくならないと思いますので、実はもう一度申し上げますけれども、これは原案賛成なんですけれども、このような無駄な結果を招いた原因は、これは私今年の25年9月18日水曜日の議会でも採決のときに深く質問した問題なんですけれども、こういう無駄な結果を形式的にとらわれないで、こういう無駄な本質は何が原因だったのか。きょう体調不十分な町長、申しわけないので副町長さんにこの契約についての根本的な問題をどういうふうにお考えになるか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 副町長。

○副町長（久本 修君） 齋藤議員、9月の議会でもご指摘をいただきましたとおり、非常に設計の単価等が現実に合っていないのではないかというご指摘であろうかと思えます。

公共工事につきましては、ご承知のとおり国、県等から単価等について一定の基準が示されておりまして、それが実態となかなか合っていないという現実はあるかと思えますが、なかなか町独自でそこを改善するというのは、現実には難しい状況にあるかと思っております。

ます。

今回の契約変更につきましても、そういったことが原因の一端となっているということは認識をしているところでございます。

以上でございます。

〔「議長採決」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） そうですか。この問題は、ただ形式的に採決するという課題じゃなくて、これ今いみじくもこの前私、平成25年9月の横芝光町の議会定例会で議事日程第3号、9月18日議案18号の質疑採決で伊藤議長にお許しをいただいて、5つの質問をさせてもらったんですけども、この中で合法的な入札といえども落札率の99.3%の意味はどうですかと。

2つ目で資格要件はどうですか。3つ目で設計委託業者の委託時期とどのくらいのタイムラグがあったんですかとか、アウトソーシングした積算額をその後検証されましたんですかとか、そういう形で今後も今回同様に公的な適切な入札がされる、どういうふうな解釈をしますかという5つの提言をさせてもらいまして、それに的確な回答で確かに副町長のおっしゃるとおりに、町独自ではこの問題は非常に難しい問題で独自という形は確かにわかるんですけども、発注者側の研究不足がこういう結果を招いて、ただこういう形で臨時議会など、あるいは臨時の議会等を招集しなければならない、つまらないと言ったら語弊がありますがけれども、契約額が1億3,020万円の契約変更額は153万8,386円、変更率が1.1815%の限りなく、1,300万円の150万円の契約変更なら、この前も申し上げましたけれども、わかりますけれども、一般的にはあり得ない形でこれがまさに最初のそういう研究不足がこういう形で無駄な時間を使っているというふうにも感じまして、佐藤晴彦町長の町民目線という形の部分が、どうもこのごろ乖離しているのかなという形で強く感じて、いみじくもこの前、佐藤晴彦町長は契約が少しでも金額が安ければいいんだという形でおっしゃったんですけども、確かにそれは財政的に安いのはいいのかもしれませんが、じゃあ本質的にもう少し考えますと、副町長、本当に公共工事を競争原理にのっとして完全に競争させて、じゃ町内業者じゃなくて、全国からもっと安いところがあるかもしれません、踏まえたら、本当に公共工事について完全に競争原理を働かせた発注態勢についてはどのようなお考えをされますか。

○議長（伊藤圀樹君） 副町長。

○副町長（久本 修君） ご指摘のとおり、まず税金を原資としておりますので、できるだけ

経済的な施行に努めるというのが大原則でございます。

ただ、一方で町内業者の育成、強化というのも一つの大事な施策でございますので、例えば今回の契約にいたしましても、全国フルオープン、一般競争といった形でなく、地域を限定した要件をつけて入札をかけております。そういった形でバランスをとりながら執行していくということが大事だろうというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） そうですか。この問題は非常に難しく、1月10日に千葉日報に載っていますけれども、これ佐藤晴彦町長、談合問題で山武の5首長、業者の処分軽減要望という形で、一面に載っております。

こういう形で、ただ単に安く業者をたたけばいいという問題じゃなくて、その反面に地域防災の要を一翼を担うという建設業者の側面も十分理解しながら、自由競争の中でも地場産業の育成という観点から、そういう建設業者の保護も、かといって談合しろと言っているわけじゃないけれども、そういう観点で少しただ単に今回の耐震補強工事のたかだか153万円と言うかもしれませんけれども、それは推して考えると、受注業者も町の町民の1社でもありますし、よく考えると恐らくあくまでも想像なんですけれども代理人の手当も出なかったんでしょうという形でやむにやまれなくて、こういう結果が出たという形ですので、また元に返りますけれども、最初の発注、研究の方法が悪いからこういう形で無駄な時間を使うということでございますので、その点はどうか佐藤町長もおっしゃっている町民目線という形の部分で、よくお考えになって公共工事のこれからの発注等を行っていただければというふうに常に感じるんですけれども、今回この開札調書をちょっと見せてもらいますけれども、請負契約という請負契約締結書ってあるんですけれども、請負というのは請け負けというふうに業者では言うんですよ。普通ですと、請負というのは普通に言うんですけれども、業者間では請け負け、請け負け契約。要するに、損しても得しても請けたら最後まで責任持ちますよと、だから請け負けなんだよという形の本質をよく理解させたほうがよろしいかなと思います。

このもとの原因をあれしますと、これは副町長のおっしゃるのは無理はないです。何年前の計画で、今現状として原材料費の高騰、人件費のあれで、こないだ報道によりますけれども、急遽の工事を間に合わせるために労務確保するといいい倍のお金を出しても人が集まらないというのが現状ですので、そういう無理もその急激な社会情勢の変化で、こういう状況

になったということは十分理解できるんですけども、ただ提案理由説明でこういう事象だけをあれして、その法律をよくこういう無駄な時間を使わないで、せっかくこういう時間があつたんですから、もう少し掘り下げて公共工事のただ単に契約変更でこういう手続上の間違いはありませんよではなくて、町の町民の目線に立って、こういう形になっていますよという形があればもう少し無駄がない公共工事の発注の方法もあるんじゃないかというふうに思う形なんですけれども、佐藤町長いかがでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） いろいろ切磋琢磨しながら、創意工夫を重ねてまいる部分もあつてしかるべきだと思いますし、また公平性、公共性という部分も含めながらいろいろと考えてまいると考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島勝美議員。

○17番（川島勝美君） 私から1点、素朴な質問をさせていただきたいと思います。

前回1月28日に開催の全員協議会の席上において、この部分において説明をされ、私が聞きもらしたのかちょっとわかりません。再確認させていただきたいと思います。

この体育館は、何年建設の何年であったのか。それと、その当時の建設業者はどこであったのかということでございます。

それだけちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 川島勝美議員のご質問ですが、まず町の体育館の建設年度は昭和54年でございます。したがって、35年ほどになるのでしょうか。

それから、当時の建設業者でございますが、請負業者は株式会社畔蒜工務店でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島勝美議員。

○17番（川島勝美君） 同じ建設業者が再度耐震工事ということで、目視できないという混成接着剤が使用させていたということで、135万、何がしの追加交付という契約変更額ということでありますが、そういう部分において目視できない部分等についての確認、要するに建設が昭和54年でありまして35年が経過してございますが、そういう部分の記録等々については一切考慮されなかったのでしょうか。それをお伺いします。

○議長（伊藤圀樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 同一業者での工事でありましたが、当然設計する段階で当時の設計図面等については、設計業者であります株式会社千町村建築研究所のほうに図面のほうをお渡しをしております。

実際に工事が始まってからについては、管理、委託のほうも千町村建築研究所のほうにお願いしておりますので、その辺は請負業者のほうと綿密な連携を取りながら施工していただいたと思いますが、いかんせんその目に見えない部分であったということでの今回の変更契約に至りましたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） ただいまの川島勝美議員の関連なんですが、請け負った建設会社と設計事務所が恐らく同じような、請負会社は同じですけども、設計事務所は当時設計された事務所と同じでしょうか。であれば、そういう問題の恐らく配慮されている設計するのが当然の話なので、設計事務所でもかなりミスがあったというように私なりに感じるところです。

ですから、その点について執行部側は定例会にそういうものは提案されてきたと思いますけれども、その辺については十分過去にさかのぼって調査をして、それできちっとした対応をすべきではないかと私は思います。

それから先ほど、副町長が今の町を指して無理だろうというようなことを申されましたね。いや、そういうことではないんです。要するに執行部側が設計事務所に委託したわけですから、あくまでも設計事務所がその問題についてきちんと調査する必要があるんです。

それに基づいて、執行部と設計事務所の信頼関係において発注したんですから、当然設計事務所の問題が大きな問題になります。その辺の経過について、お伺いします。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 山崎議員おっしゃっていることは重々、そのものでございまして、実はこの千町村建築設計事務所について今回の積算ミス、設計ミスというより積算ミスに近いでしょうかね。それについては、行政のほうから設計会社のほうに強く今回のものについて指導を求めましたし、場合によっては全員協議会に招集をぐらいまで一応考えました。

1回目の全員協議会の場で、そこまでの話がなかったもので今回この場のように持って来ちゃいましたが、あと1つその中で大きな原因が今回耐震工事の予算がつくタイミングと、

工事に入るまでの時間が余りにもなさ過ぎる状況がございまして、設計事務所にもある部分、見切り発車的な部分もあったのではないかなと憶測をしております。

それについても、行政側としてはそれをチェックできなかった部分については改めておわびを申し上げなければならない部分ではございますが、今後はそのようなことのないことを重々気をつけながら事業を執行してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 町長の説明はわかりました。

あくまでもこの私が質問する話は反対する云々ではなくて、基本的な問題でありまして、なぜこういう間違いがあったかというそこを聞いたわけですので、その辺のことはご理解いただきたいと思います。

実は私、合併する前の平成14年1月17日だったのでしょうか、同じような変更契約の臨時議会が招集されまして、今ここにいらっしゃる旧光町議員の皆さんは当然ご存じだと思いますが、光中学校の校舎の改修対策というそういう内容の案件がございまして、3,700万ぐらいのアスベスト処理の追加がございまして、それが大問題になったんですね。と言いますのは、同じ業者が昭和36年ごろに防音工事の施工をされまして、当時そういうものがあつたではないかということを議事録でもって調査しましたら、アスベストの話が出てきたんですね、議事録に。ですから、これはおかしいと。当時施工した業者が同じものを解体する中で、そんなの知らないわけがない、設計事務所も当時そういう公共設備には必ずアスベストというものを使っていたということも想定できるんじゃないかと、そういう議会がそういうもろもろのことが言われまして、それはおかしいじゃないか施工業者、そして設計事務所には責任があるということで、1千数百万だと思います。責任をとっていただくという形がございました。ですから、そういう例ですけれども、今回は金額は150数万というものですけれども、今後はいろいろな面でこういう改修工事に近い案件につきましては、そういう追加変更というような金額が出てくる可能性がありますので、設計事務所と十分協議していただいて、これからそういうものがないようにしていただきたいと、そのことをお願いして、終わらせていただきます。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを終了しました。

これにて、平成26年2月横芝光町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午前10時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤 圀 樹

議 員 川 島 富士子

議 員 越 川 輝 男